

委提第3号

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年6月12日 提出

提出者 議会運営委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 滝瀬光一様

## 北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（令和2年度における政務活動費の返還）

- 2 令和2年度に限り、政務活動費の交付を受けた会派は、当該交付を受けた政務活動費の総額から当該会派が当該年度において支出する見込みである額を控除して得た額に相当する額の政務活動費を返還することができる。
- 3 前項の規定による政務活動費の返還は、令和2年6月26日までに行わなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。